

令和7年5月30日

公益財団法人 国際青少年研修協会
会長 高田裕之殿

公益財団法人 国際青少年研修協会
監事 蛭原信一



監査報告書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当法人の事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第51条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し理事及び使用人等から財産の状況及び職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

また、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上